

CARBON NEUTRAL

貴社にとってのカーボンニュートラル
その“第一歩”を県が支援します!!

令和7年度秋田県我が社の脱炭素経営促進事業費補助金



助成メニューは組み合わせ自由！自社の状況に合わせご活用ください。
(対象要件などについては裏面をご確認ください)

メニュー



意外な削り代が見つかるかも？ エネルギー管理のプロから効果的な提案を受けよう！

省エネ診断の診断料・省エネ伴走支援の利用料の助成

診断料等（税抜き自己負担分）の

補助率：1/2以内・最大1万円

活用例

省エネお助け隊

「ウォークスルー診断(300kl)」+「省エネ伴走支援」

税抜13,900円

税抜16,100円として

診断料等の合計

税抜き3万円が

税抜き2万円に！

33%OFF

メニュー



まずはお試しでもOK！ 民間サービスを使ってCO₂排出量を把握しよう！

CO₂排出量可視化デジタルサービスの利用料の助成

1か月当たり 1万円以内で

対象期間内 最大 6万円

メニュー 1 と合わせて申請すると

最大 9万円 にUP!!

例)税抜き月額利用料10,000円なら9ヶ月分が実質無料

メニュー



顧客対応でも役立つ！ 従業員などによる脱炭素に関する知識の習得を後押ししよう！

脱炭素アドバイザー資格の取得支援への助成

税抜き受験料、登録料等※の

補助率：1/2以内・最大1万円

※受験料・登録料のほか要件を満たすテキスト代や講座の受講代も対象になります。

未来を創る持続可能なビジネスのスタンダード

秋田で、今から、はじめよう。

申請書類の記入事項は最小限！オンライン申請にも対応！

詳しくはこちらから ▶

我が社の脱炭素経営促進事業費補助金に関する情報

秋田県公式サイト美の国あきたネット(コンテンツ番号79732)



問

秋田県生活環境部温暖化対策課

☎: en-ondanka@pref.akita.lg.jp

☎: 018-860-1573

イメージキャラクター
ケンタロウ・アキタ
(Microsoft Designerにより生成)

1 補助対象者

登録申請はカンタン！オンライン申請にも対応！



県内に事業所を有し、「あきたゼロカーボンアクション宣言」を登録済み又は補助事業の完了までに登録することを誓約した中小事業者※

※ 会社法人以外の法人(社会福祉法人、医療法人、学校法人、NPO法人、農事組合法人など)および個人事業主であっても右表の常時雇用する従業員数の要件を満たす場合は補助対象とします(ただし、みなし大企業は対象外)。



あきたゼロカーボンアクション宣言についてはこちら
◀ 美の国あきたネット (コンテンツ番号71118)

業種の区分	常時雇用する従業員の数
小売業(飲食店を含む)	50人以下
サービス業(宿泊業)	100人以下
卸売業	100人以下
その他の業種	300人以下

2 補助対象となる経費 (消費税及び地方消費税は対象外)

メニュー 省エネ診断の受診等

1

省エネ診断の診断料

省エネ伴走支援の利用料

対象要件:

次のa～cのいずれかに該当する事業者の提供サービスに限りです。

- a 国の補助金が充当された省エネ診断を実施しているもの
【メニュー1のみ】 省エネお助け隊 一般財団法人省エネルギーセンター
The Energy Conservation Center, Japan
- b 省エネ・地域パートナーシップ(資源エネルギー庁)の県内パートナー金融機関になっているもの【1・2共通】
- c 2と連携※して中小事業者の省エネ・脱炭素化を支援しているもの【1・2共通】 ※連携協定などを締結している等

県内で活動する省エネ診断機関等についてはこちら
美の国あきたネット (コンテンツ番号84910) ▶



メニュー CO2排出量等可視化 デジタルサービスの導入利用

2

可視化サービスの利用料

導入初期費用は対象外

メニュー 従業員等による脱炭素アドバイザー資格の取得支援

3

受験料

登録料

受講料※

書籍購入費※

※ 対象の資格試験の実施機関が
受講・購入等を指定または推奨
するものに限りです。

- ・ 対象資格は環境省認定「脱炭素アドバイザー資格」のみです
(認定レベルは問いません)
- ・ 補助対象は合格者2名分(1人当たり1資格)までとします

脱炭素アドバイザー資格
についてはこちらから
環境省公式特設ページ ▶



3 補助対象期間

交付決定日 から 令和8年3月31日 まで

※対象期間外での契約及び支出は補助対象外となるため注意してください。



令和7年4月1日より申請受付中 (※先着順)

申請に関する詳細およびオンライン申請へのアクセスはこちらから
◀ 美の国あきたネット (コンテンツ番号79732) Q & Aや記入例なども掲載しています。

メールでの申請の流れ (宛先: en-ondanka@pref.akita.lg.jp)

- 1 県公式サイトから申請様式ファイルをダウンロード ▶ 2 申請書(様式1・2)に必要事項を記載し、見積書等の添付書類を添えて県に提出

秋田県スマート申請システムでの申請の流れ

- 1 県公式サイトからオンライン申請ページにアクセス ▶ 2 必要事項を入力し、申請するメニューの見積書等の資料ファイルを添付して申請